附属機関の名称

　燕市老人ホーム入所判定委員会

設置の目的

　　老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項の規定に基づく養護老人ホーム

及び特別養護老人ホームへの入所措置を適切に行うため。

所掌事務

1. 老人ホームの新規入所措置の要否に関すること。
2. 老人ホーム入所者の措置変更に関すること。
3. 老人ホーム入所者の入所継続の要否に関すること。
4. その他燕市福祉事務所長が必要と認める事項に関すること。

委員構成

1. 地域保健法(昭和22年法律第101号)に定める保健所長又はその指定する者
2. 医師法(昭和23年法律第201号)に定める医師
3. 老人福祉施設長
4. その他市長が必要と認める者

任期

　1年（ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。）

委員名簿

会議の公開・非公開

非公開（個人情報保護のため）